東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成12年５月11日

東京学芸大学長
岡　本　靖　正

平成12年規程第24号

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程

東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「,学科目」を「及び施設・センター」に改める。

第４条中「講座,学科目」を「する講座及び施設・センター」に改める。

別表第１中

「

講座・学科目等
教育学，教育方法学，教育史，学校経営学，教育社会学，国際教育，生涯教育，社会教育，図書館学，教育心理学，発達心理学，臨床心理学，心理学，心理臨床，幼児教育学，障害児教育学，障害児生理・心理学，障害児発達学，障害児臨床，障害児指導法，特殊教育研究施設，教育実践総合センター，海外子女教育センター
哲学・倫理学，道徳教育，哲学，音楽学，造形芸術学・演劇学，芸術学，造形美術，国語学，日本語教育，日本語・日本事情，国文学，文学，国語科教育，漢文学，英語学，英米文学，英語，英語科教育，ドイツ語，フランス語
法学・政治学，法学，経済学，社会学，社会システム，歴史学，史学，地理学，社会科教育，日本文化，アジア研究，欧米研究
代数学・幾何学，解析学・応用数学，数学，数学科教育，教育情報科学，情報基礎学，物理学，化学，生物学，地学，理科教育，地球環境科学，物質生命科学，文化財科学
声楽，器楽，作曲・指揮法，総合音楽，音楽科教育，絵画，彫刻，デザイン，工芸，美術科教育，書道，書芸，体育学，保健体育，運動学，学校保健学，生涯スポーツ，保健体育科教育，保健管理センター
電気，機械，技術科教育，食物学，被服学，児童学，家庭経営学・住居学，家政学，家庭科教育，環境教育実践施設

」を

「

講座及び施設・センター等
学校教育講座　（教育学，国際教育，生涯教育，図書館学） 心理学講座　（教育心理学，心理臨床） 幼児教育講座　（幼児教育学） 障害児教育講座　（障害児教育） 特殊教育研究施設，教育実践総合センター，海外子女教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター
社会科教育講座　（哲学） 音楽教育講座　（音楽学） 美術教育講座　（造形芸術学・演劇学，造形美術） 国語教育講座　（国語学，日本語教育，国文学，国語科教育学，中国語学中国文学） 外国語教育講座　（英語学英米文学，英語科教育学，独語学独文学，仏語学仏文学） 留学生センター
社会科教育講座　（歴史学，社会科教育学，法学・政治学） 社会システム講座　（経済学，社会学，総合社会システム） 比較地域研究講座　（地理学，地域）
数学・情報教育講座　（数学，数学科教育学，情報科学） 基礎自然科学・理科教育講座　（物理学，化学，理科教育学，物質生命科学） 広域自然科学・理科教育講座　（生物学，地学，地球環境科学，文化財科学） 情報処理センター
音楽教育講座　（声楽，器楽，作曲・指揮法，総合音楽，音楽科教育学） 美術教育講座　（絵画，彫刻，デザイン，工芸，美術科教育学，書道，書芸） 保健体育講座　（体育学，運動学，保健学，生涯スポーツ，保健体育科教育学） 保健管理センター
技術教育講座　（技術学，技術科教育学） 家政教育講座　（生活科学，家庭科教育学） 環境教育実践施設

」に改める。

別表第２中「第１部門　「　「第２部門　「第２部門　第３部門」を　第１部門」に，　」を　第３部門」に改める。

附　則

この規程は，平成12年５月11日から施行する。

東京学芸大学紀要出版規程　新旧対照表（抄）

現　　行

〔省略〕

（部門）

第２条　本学の講座，学科目等を別表第１の部門に分け，それぞれの部門において自主的に紀要を発行するものとする。

〔省略〕

（構成）

第４条　編集委員会は，所属講座，学科目等における教授及び助教授のうちから，任意の方法により選出された５名以上８名以内の委員をもつて組織する。

〔省略〕

別表第１

部　　門	講座・学科目等
第１部門 (教育科学系)	教育学，教育方法学，教育史，学校経営学，教育社会学，国際教育，生涯教育，社会教育，図書館学，教育心理学，発達心理学，臨床心理学，心理学，心理臨床，幼児教育学，障害児教育学，障害児生理・心理学，障害児発達学，障害児臨床，障害児指導法，特殊教育研究施設，教育実践総合センター，海外子女教育センター
第２部門 (人文科学系)	哲学・倫理学，道徳教育，哲学，音楽学，造形芸術学・演劇学，芸術学，造形美術，国語学，日本語教育，日本語・日本事情，国文学，文学，国語科教育，漢文学，英語学，英米文学，英語，英語科教育，ドイツ語，フランス語
第３部門 (社会科学系)	法学・政治学，法学，経済学，社会学，社会システム，歴史学，史学，地理学，社会科教育，日本文化，アジア研究，欧米研究

改　　正

〔省略〕

（部門）

第２条　本学の講座及び施設・センター等を別表第１の部門に分け，それぞれの部門において自主的に紀要を発行するものとする。

〔省略〕

（構成）

第４条　編集委員会は，所属する講座及び施設・センター等における教授及び助教授のうちから，任意の方法により選出された５名以上８名以内の委員をもつて組織する。

〔省略〕

別表第１

部　　門	講座及び施設・センター等
第１部門 (教育科学系)	学校教育講座　（教育学，国際教育，生涯教育，図書館学） 心理学講座　（教育心理学，心理臨床） 幼児教育講座　（幼児教育学） 障害児教育講座　（障害児教育） 特殊教育研究施設，教育実践総合センター，海外子女教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター
第２部門 (人文科学系)	社会科教育講座　（哲学） 音楽教育講座　（音楽学） 美術教育講座　（造形芸術学・演劇学，造形美術） 国語教育講座　（国語学，日本語教育，国文学，国語科教育学，中国語学中国文学） 外国語教育講座　（英語学英米文学，英語科教育学，独語学独文学，仏語学仏文学） 留学生センター
第３部門 (社会科学系)	社会科教育講座　（歴史学，社会科教育学，法学・政治学） 社会システム講座　（経済学，社会学，総合社会システム） 比較地域研究講座　（地理学，地域）

第４部門 (自然科学系)	代数学・幾何学，解析学・応用数学，数学，数学科教育，教育情報科学，情報基礎学，物理学，化学，生物学，地学，理科教育，地球環境科学，物質生命科学，文化財科学
第５部門 (芸術,体育系)	声楽，器楽，作曲・指揮法，総合音楽，音楽科教育，絵画，彫刻，デザイン，工芸，美術科教育，書道，書芸，体育学，保健体育，運動学，学校保健学，生涯スポーツ，保健体育科教育，保健管理センター
第６部門 (産業,家政系)	電気，機械，技術科教育，食物学，被服学，児童学，家庭経営学・住居学，家政学，家庭科教育，環境教育実践施設

備考　経済学，社会学，地理学，物理学，化学，生物及び地学については，講座名と学科目名を兼ねる。

別表第２

第１部門 第３部門	第　二　部
第２部門	第　一　部
第４部門	第　三　部
第５部門 第６部門	第　四　部

第４部門 (自然科学系)	数学・情報教育講座　(数学，数学科教育学，情報科学) 基礎自然科学・理科教育講座　(物理学，化学，理科教育学，物質生命科学) 広域自然科学・理科教育講座　(生物学，地学，地球環境科学，文化財科学) 情報処理センター
第５部門 (芸術,体育系)	音楽教育講座　(声楽，器楽，作曲・指揮法，総合音楽，音楽科教育学) 美術教育講座　(絵画，彫刻，デザイン，工芸，美術科教育学，書道，書芸) 保健体育講座　(体育学，運動学，保健学，生涯スポーツ，保健体育科教育学) 保健管理センター
第６部門 (産業,家政系)	技術教育講座　(技術学，技術科教育学) 家政教育講座　(生活科学，家庭科教育学) 環境教育実践施設

別表第２

第１部門	第　二　部
第２部門 第３部門	第　一　部
第４部門	第　三　部
第５部門 第６部門	第　四　部

附　則

この規程は，平成12年５月11日から施行する。